

経理規則 新旧対照表

現 行	改 正	備考
経理規則	<p>経理規則</p> <p><u>第 6 章 資産・負債の管理</u></p> <p><u>(債権債務の残高確認)</u></p> <p><u>第 3 6 条 経理責任者は、毎月末日における債権及び債務の残高の内訳を調査し、必要がある場合には、取引の相手先に対し、残高の確認を行わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の調査の結果、相手先の残高との間に原因不明の差額があることが判明した場合には、遅滞なく会長に報告し、措置に関する指示を受けなければならない。</u></p> <p><u>(債権の回収・債務の支払い)</u></p> <p><u>第 3 7 条 経理責任者は、毎月、期限どおりの回収又は支払が行われていることを確認し、期限どおりに履行されていないものがある場合には、遅滞なく会長に報告し、適切な措置をとらなければならない。</u></p> <p><u>(債務の免除等)</u></p> <p><u>第 3 8 条 本協会の債権は、その全部もしくは一部を免除し、又はその契約条件を変更することはできない。ただし、会長が本協会に有利であると認めるとき、その他やむを得ない特別の理由があると認めたときはこの限りでない。</u></p> <p><u>(棚卸資産の評価及び管理)</u></p> <p><u>第 3 9 条 貯蔵品等の棚卸資産については、その品目ごとに受払</u></p>	

第6章 固定資産

第3.6条 この規則において固定資産とは次の各号をいう

第3.7条 購入により取得した資産の取得価額は、公正な取引に基づく購入価額に付随費用を加算した額とする。

第3.8条 建設仮勘定には、事業の用に供する有形固定資産を建設又は購入する場合において、着工から完成するまでの間に支出した金額を計上する。

第3.9条 固定資産の減価償却については、毎会計年度末に定額法により行う。定額法によって算定された減価償却額は、直接法により帳簿価額を減額する。

第4.0条 固定資産の購入は、支出予算に基づき所定の手続きを経て行うものとする。

第4.1条 土地、建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具の管理責任者は、総務部長とし、それ以外の固定資産の管理責任者は、財務部長とする。

第4.2条 有形固定資産の性能を向上又は耐用年数を延長するた

帳を備え、異動及び残高を

把握しなければならない。

2 経理責任者は、毎会計年度末において棚卸資産の実地棚卸を行い、正確な残高数量を

確かめなければならない。

3 会計年度末の棚卸資産は、最終仕入原価法により評価する。

4 第1項及び第2項の規程にかかわらず、棚卸資産のうち、毎会計年度一定量を購入し、

経常的に消費するもの等で販売用品及びこれに準ずるものを除き、数量、金額、消費量等

を総合的に勘案しその購入時に消費したものとして処理することができる。

第7章 固定資産

第4.0条 この規則において固定資産とは次の各号をいう

第4.1条 購入により取得した資産の取得価額は、公正な取引に基づく購入価額に付随費用を加算した額とする。

第4.2条 建設仮勘定には、事業の用に供する有形固定資産を建設又は購入する場合において、着工から完成するまでの間に支出した金額を計上する。

第4.3条 固定資産の減価償却については、毎会計年度末に定額法及び定率法により行う。定額法及び定率法によって算定された減価償却額は、直接法により帳簿価額を減額する。

第4.4条 固定資産の購入は、支出予算に基づき所定の手続きを経て行うものとする。

第4.5条 土地、建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具の管理責任者は、総務部長とし、それ以外の固定資産の管理責任者は、財務部長とする。

第4.6条 有形固定資産の性能を向上又は耐用年数を延長するた

めに要した金額は、その資産の価額に加算するものとする。

第4 3条 不動産登記を必要とする固定資産は、取得後遅滞なく登記しなければならない。また、火災等により損害を受けるおそれのある固定資産については、適正な価額の損害保険を付さなければならない。

第4 4条 固定資産の処分は、管理責任者及び経理責任者の承認を経て行わなければならない。ただし、基本財産の処分については定款の定めに従うものとする。

第 7 章 決算

第4 5条 決算は、一会計期間の会計記録を整理し、財務及び会計の状態を明らかにすることを目的とする。

第4 6条 決算は、毎月末の月次決算と毎年12月末の年度決算に区分して行う。

第4 7条 経理責任者は、毎月末に会計記録の整理を行い、関係書類を作成する。

第4 8条 年度決算においては、通常の整理業務のほか次の事項について計算を行うものとする。

第4 9条 本協会の重要な会計方針は、次のとおりとする。

有形固定資産及び無形固定資産：定額法を採用する

第5 0条 経理責任者は、年度決算に必要な手続きを行い、定款

めに要した金額は、その資産の価額に加算するものとする。

第4 7条 不動産登記を必要とする固定資産は、取得後遅滞なく登記しなければならない。また、火災等により損害を受けるおそれのある固定資産については、適正な価額の損害保険を付さなければならない。

第4 8条 固定資産の処分は、管理責任者及び経理責任者の承認を経て行わなければならない。ただし、基本財産の処分については定款の定めに従うものとする。

第 8 章 決算

第4 9条 決算は、一会計期間の会計記録を整理し、財務及び会計の状態を明らかにすることを目的とする。

第5 0条 決算は、毎月末の月次決算と毎年12月末の年度決算に区分して行う。

第5 1条 経理責任者は、毎月末に会計記録の整理を行い、関係書類を作成する。

第5 2条 年度決算においては、通常の整理業務のほか次の事項について計算を行うものとする。

第5 3条 本協会の重要な会計方針は、次のとおりとする。

有形固定資産－建物並びに平成28年4月1日以降取得の建物付属設備及び構築物は定額法。

その他の有形固定資産については定率法。

耐用年数及び残存価額は法人税法に規定する方法と同一の基準。

無形固定資産－定額法。耐用年数及び残存価額は法人税法に規定する方法と同一の基準。

リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）－リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする

定額法。

第5 4条 経理責任者は、年度決算に必要な手続きを行い、定款

第 1 4 条に基づき、次に掲げる財務諸表等を作成しなければならない。

第 5 1 条 会長は、前条第 1 項の財務諸表等について、監事及び会計監査人の監査を受け、その意見書を添えて理事会の決議承認をもって評議員会に報告し決算を確定する。

第 5 2 条 本協会の貸借対照表等については、定款第 4 9 条に基づき、ホームページ等にて公告しなければならない。

第 8 章 雑 則

第 5 3 条 本規則の改廃は、理事会の承認より行うものとする。

第 5 4 条 本規則は 2 0 2 0 年 1 2 月 1 0 日から施行する。

第 1 4 条に基づき、次に掲げる財務諸表等を作成しなければならない。

第 5 5 条 会長は、前条第 1 項の財務諸表等について、監事及び会計監査人の監査を受け、その意見書を添えて理事会の決議承認をもって評議員会に報告し決算を確定する。

第 5 6 条 本協会の貸借対照表等については、定款第 4 9 条に基づき、ホームページ等にて公告しなければならない。

第 9 章 雑 則

第 5 7 条 本規則の改廃は、理事会の承認より行うものとする。

第 5 8 条 本規則は 2 0 2 0 年 1 2 月 1 0 日から施行する。

(改正)

2 0 2 1 年 1 1 月 1 8 日